

## 大雄地域 令和7年度(令和6年分)市県民税 申告相談日程

◆市県民税申告書はご自身で作成し、郵送してください。

ご自身で申告書を作成するのが困難な場合は、会場で申告をすることもできますが、**必ず必要書類をまとめたうえで会場にお越しください。**

【申告会場】 大雄庁舎 2階 第一会議室

【受付時間】 午前 8:30～11:00 ※開始は8:45からです。  
午後 1:00～ 3:00

月	日	曜日	行政 区 名	
			午 前	午 後
2 月	14	金	下狐塚 上狐塚 一ノ関	桜森 柏木 向 鍛冶村 八柏1区
	15	土	八柏(2区～4区)	上田村 東団地
	19	水	精兵村(南・北・東)	耳取 佐加里 高津野
	20	木	四ツ屋 野崎 野中 福島 潤井野	根田谷地 下根田谷地
	21	金	折橋 新町1区 新町2区	新町3区 新町4区
3 月	6	木	上丁 西丁	宮丁 六丁下堰 藤巻
	7	金	平柳 田町 新処 剩水	四津屋 樋脇
	14	金	大慈寺谷地	中島 乗阿気
	17	月	三村 槻の木団地	東桜森 西桜森

**大雄地域での予約日はありません。**行政区の割り当ては混雑を緩和するためのものです。申告相談期間、ご都合の良い日にお越しいただけます。

「医療費控除の明細書」を作成していない方は、医療費控除の申告はできません。領収書だけを持参されても控除は受けられません。個人ごと医療機関ごとに集計してください。

●次の①～⑦の申告は、市の会場では受付できませんので、横手税務署へ直接申告してください。

- ①初年度の住宅借入金等特別控除の申告(令和6年中に入居された方)
- ②住宅借入金等特別控除の確定申告をされる方で、ローンが連帯債務の方、ローンの借り換えをした方
- ③土地・建物・株式の売却・収用等の分離譲渡所得の確定申告  
※農業所得がある方は、市の申告会場で収支内訳書を事前に作成する必要があります。
- ④亡くなられた方の確定申告(準確定申告)
- ⑤青色申告者の確定申告
- ⑥損失申告の方
- ⑦免税牛に関する確定申告

【問合せ先】 横手市まちづくり推進部大雄市民サービス課市民生活係 ☎52-3905